4 次期医療計画について

〇 見直しスケジュール

- ・平成30年3月に改定予定の次期医療計画は、医療法の改正により、計画期間が6年間となり、3年ごとに中間見直しすることとなった。
- ・計画期間が6年間となったことから、医療計画と介護保険事業(支援)計画は、計画のサイクルが一致する。
- ・国においては、両計画の策定にあたって、年内に総合確保方針を取りまとめ、今年度中に両計画の作成方針を示す予定。
- ・この方針を踏まえ、来年度、両計画の整合性を確保しながら策定を進めていく。

〇 国の動向

		現状と課題	現在の主な検討状況	今後の予定
		・現行の医療計画の課題等について整理し、次期医療計画をより実効性の高いものとするため、計画の作成指針等の見直しについて検討が必要	・「医療計画の見直し等に関する検討会」を設置し、その下 に2つの下部組織を設置 ①地域医療構想に関するワーキンググループ ②在宅医療及び医療・介護連携に関するワーキンググループ	・年内に検討会の意見を取りまとめる予定
	必要病床数と基準病床数	・基準病床数は現時点において必要とされる病床数。一方、地域医療構想の必要病床数は将来(2025年)における病床の必要量であり、これらの関係について整理が必要		・親会議の「医療計画の見直し等に関する検討会」に基準病床と必要病床数の整理案を報告。年内に検討会の意見を取りまとめる予定
		・医療計画において、地域医療構想の慢性期・在宅 医療の需要推計を踏まえた上で、介護保険事業計 画の介護サービスの整備目標と整合的な形で在宅 医療の目標を設定することが必要	〇在宅医療及び医療・介護連携に関するWG・医療計画の在宅医療の指標に訪問看護ステーションの数などを追加・都道府県と市町村で協議の場を設置	・親会議の「医療計画の見直し等に関する検討会」に在宅医療及び医療・介護連携に関する見直しの方向性についてを報告。年内に検討会の意見を取りまとめる予定